

通商産業省

平成09・11・25資第6号

平成10年11月30日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大 臣



中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の變更）について（諮問）

中国電力株式会社取締役社長 高須 司 登 から平成9年11月25日付け中国電発原管第121号（平成10年10月19日付け原管運第8号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- （1） 1号及び2号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- （2） 2号炉燃料プールの貯蔵能力の増強を行うとともに、2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールを1号及び2号炉共用とする。
- （3） 1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系を1号及び2号炉共用とする。
- （4） 1号及び2号炉共用の雑固体廃棄物処理設備を設置する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- （1） 1号及び2号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- （2） 2号炉燃料プールの貯蔵能力の増強を行うとともに、2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールを1号及び2号炉共用とする。
- （3） 1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系を1号及び2号炉共用とする。
- （4） 1号及び2号炉共用の雑固体廃棄物処理設備を設置する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- （1） 1号及び2号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- （2） 2号炉燃料プールの貯蔵能力の増強を行うとともに、2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールを1号及び2号炉共用とする。
- （3） 1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系を1号及び2号炉共用とする。
- （4） 1号及び2号炉共用の雑固体廃棄物処理設備を設置する。

本件申請に係る変更に必要な資金は、自己資金及び社債・借入金により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。